

申請 1 件につき、次の表の(い)欄に掲げる試験区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額とする。

【税込み】

(い)		(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験		294,000	42,000
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	388,500
		床面積の合計が 500 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	588,000
		床面積の合計が 3,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	882,000
		床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの	1,134,000
	右に掲げる試験以外のもの	367,500	52,500
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験		472,500	52,500
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験		472,500	52,500

(注記) 次の各号に掲げる場合の料金は、上記の表の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 1 建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法もしくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの(次号において「技術的認定等」という)を受けた特別評価方法(建築材料又は構造方法に係るものに限る。)の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合 申請 1 件につき上記の表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額
- 2 技術的認定等を受けた特別評価方法(試験方法又は計算方法に係るものに限る。)の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合 申請 1 件につき、上記の表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に 3 分の 2 を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額
- 3 1 の申請において、上記の表の(い)欄に掲げる 2 以上の試験の区分について試験を受けようとする場合それぞれの試験の区分に係る(ろ)欄に掲げる額(第 1 号に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じた額、前号に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に 3 分の 2 を乗じた額)の合計額及びそれぞれの試験の区分に係る(は)欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額